

改正博物館法施行及び R5 年度博物館関連予算等の説明会
開催要項

1 趣 旨

令和 5 年 4 月 1 日より施行される改正博物館法では、これからの時代に求められる博物館の役割が規定されており、「博物館資料に係る電磁的記録の作成・公開」に関する規定の整備（第 3 条第 1 項第 3 号）や「博物館における人材の養成及び研修」に関する規定の整備（第 3 条第 1 項第 11 号）、博物館等相互の連携・協力に関する努力義務規定（第 3 条第 2 項）、地域の活力の向上等に関する努力義務規定（第 3 条第 3 項）が追加される等、大幅な改正を実施しました。

本説明会では、施行に際し、改正のポイントや疑問点にお答えするため、説明会を実施します。また、改正博物館法の趣旨を踏まえた博物館関連予算として、令和 5 年度 Innovate MUSEUM 事業の公募が開始しましたので、公募内容の説明をするとともに、博物館を含む文化施設のサービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業についても説明します。

2 主 催 文化庁

3 開催日時 令和 5 年 3 月 9 日（木） 10：30～12：00（予定）

4 開催方法 オンライン（ZOOM）

下記 URL から、ご参加ください。

<https://mext-go-jp.zoom.us/j/81620084771?pwd=cXFJUks4T2tRcHo1Ry9rUit5TEIwUT09>

ミーティング ID: 816 2008 4771

パスワード: 765143

※ログイン表示名を「所属 氏名」として下さい。

例：〇〇博物館 文化太郎

※説明会中は、カメラ「OFF」、音声はミュートとしてください。

5 内 容

1. 改正博物館法の施行について
2. R5 年度 Innovate MUSEUM 事業の公募について
3. その他、博物館関連支援事業について

※質疑応答も含む

※Innovate MUSEUM 事業については R5 年度募集案内を元に説明します（下記参照）。

<http://innovatemuseum.bunka.go.jp/>

<問合せ先>

文化庁企画調整課博物館振興室

03-6734-4772

museum@mext.go.jp